日本工業標準調査会標準部会
第９回高齢者・障害者支援専門委員会議事録

１．日　時：平成２０年２月１日（金）　１０：００～１２：１５

２．場　所：経済産業省別館１１階　１１２０共用会議室

３．出席者：山内委員長、青木委員、安達委員、石川委員、太田委員、加藤委員、
川澄委員、佐伯委員、佐川委員、高橋委員、田中（理）委員、
田中（繁）委員、田中（雅）委員、星川委員、宮村委員、村尾委員、
森本委員、矢野委員、村井専門委員
関係者：高橋（ＪＡＳＰＡ）、磯崎（㈱ミクニ）、関川（㈱イーストアイ）
事務局：相澤、石井、小倉、大下、村山（環境生活標準化推進室）

４．議題：①工業標準案の制定、廃止等について【審議】
②その他【報告】

５．配付資料
資料１（制定案）工業標準　車いす用可搬形スロープ
資料２（制定案）工業標準　移動・移乗支援用リフトー第１部：種類及び一般要求事項
資料３（制定案）工業標準　移動・移乗支援用リフトー第２部：移動式リフト
資料４（制定案）工業標準　移動・移乗支援用リフトー第３部：設置式リフト
資料５（制定案）工業標準　移動・移乗支援用リフトー第４部：レール走行式リフト
資料６（制定案）工業標準　移動・移乗支援用リフトー第５部：リフト用スリング
資料７（廃　止）日本工業規格　Ｔ９２４０　移動・移乗支援用リフト通則
資料８（公　表）福祉用具通則－一般的要求及び試験方法
資料９（確　認）日本工業規格　Ｔ０１０１　福祉関連機器用語［義肢・装具部門］外２４件
参考資料１　福祉用具標準化体系案報告書（ＮＩＴＥ）
参考資料２　アクセシブルデザインの国際標準化

６．議事概要

①工業標準案の制定／改正について

〈制定案・車いす用可搬形スロープ〉

〇耐候性能については将来の課題としているが、テスト項目を加えるための検討は開始しているのか。

（対応回答）

可搬形スロープは、過酷な場所で使われる可能性は少ないと考え、今回は項目に入れなかった。５年後の見直しの際、検討することとしその旨を解説に加える。

〇輸入量が非常に多い。どこから輸入されているのか。

（対応回答）

台湾、アメリカ、スエーデンで製造されたものを日本仕様にあわせているものが多い。

〇スロープ自身が重いと腰を痛める可能性がある。スロープの質量についての議論はあったのか。

（対応回答）

議論した記憶はないが、市販されているスロープは長さ４ｍのものでも２０kg以下であり、深刻な問題は生じないと考えられる。しかしながら、見直し時点では検討する。

〇以上の質疑の結果、「工業標準　車いす用可搬形スロープ」の制定については、承認された。

〈制定案・移動・移乗支援用リフトー第１部：種類及び一般要求事項〉

〇用語及び定義について、第４部のレール走行式リフトの用語及び定義の規定内容と若干異なっている。統一すべきでは。

（対応回答）

第１部の規定内容に、第２部～第５部が整合するよう見直す。

〇体重区分にどのような意味があるか。既存の商品に体重区分があるのはわかる。しかし、施設での利用を考えると、区分されていると数多く製品を用意しなければならなくなり、使い勝手も悪くなるのではないか。

（対応回答）

ＩＳＯで義足は体重１２０kg までのものしか規定されていなかった。それでは日本人の体型に合わないので、体重区分を設けるよう働きかけたことがある。リフトについても、日本人の体型にあわせ体重区分を設けた。また１２０kg まで使えるリフトであれば、体重３０kg、６０kg の人も利用できる。

〇施設で使う場合は、１２０kg まで使える走行式リフトで良いかも知れない。し

かし、リフトが大きく女性の介護者には使い勝手が良くない。改善策を今後検討しほしい。

（対応回答）

今回の規格案とは別に、製造メーカとして今後の検討課題としたい。

〇5.2.2 の人間工学的要素について、被懸ちょう者の安心感を考慮することも大切である。

（対応回答）

「被懸ちょう者の不安感等に配慮する。」ことを加えることとする。

〇人間工学的要素の中の「精神的な能力」という言葉は、その後に括弧で記載されている情報の認知及び処理を表すものではない。括弧は不要である。

（対応回答）

その様に修正する。

〇英文タイトルの disabled persons について、アクセシブルデザイン規格では、persons with disabilities を使っている。統一した方が良いのではないか。

（対応回答）

この規格に対応する国際規格は、disabled persons を用いているが、今回は persons with disabilities を用いることとする。

〇以上の質疑応答の結果、「移動・移乗支援用リフトー第１部：種類及び一般要求事項」の制定については、承認された。

〈制定案・移動・移乗支援用リフトー第２部：走行式リフト〉

〇5.2 b）の「ゆず肌」はわかりにくい言葉である。たとえば「塗装を行った場合、塗装面は、均一（又は滑らか）で、あな、泡などが・・・・」と一般的なものに変更すべきでは。

（対応回答）

その様に修正する。

〇9.2a)について、音の聞こえにくい人に配慮し、取扱説明書には製造事業者の電話番号の外に、ＦＡＸ番号等も記載する様にしてほしい。

また、記載すべき事項も第２部と第３部では異なっている。

（対応回答）

ＦＡＸ番号も記載することとする。また、記載事項の統一を図る。

〇以上の質疑応答の結果、「移動・移乗支援用リフトー第２部：走行式リフト」の制定については承認された。

〈制定案・移動・移乗支援用リフトー第３部：設置式リフト〉

〇リモコンの防水性能についても規定すべき。利用者のことをもっと考慮してほ

しい。

（対応回答）

リモコンの防水性能試験については議論がなかった。国際規格にも規定はなく、日本からＩＳＯに提案することも必要と考えている。

お風呂での使用が想定されるものについては、防水に配慮することを規格に盛り込む。また、リモコンが防水かどうかを取扱説明書に明記することとする。

〇以上の質疑応答の結果、「移動・移乗支援用リフトー第３部：設置式リフト」の制定については承認された。

〈制定案・移動・移乗支援用リフトー第４部：レール走行式〉

〇「移動・移乗支援用リフトー第３部：レール走行式リフト」の制定については、第１部～第３部の質疑で関係するものを盛り込むことで承認された。

〈制定案・移動・移乗支援用リフトー第５部：リフト用スリング〉

〇8.1.c)「被吊ちょう者」は、「被懸ちょう者」の間違いではないか。

（対応回答）

修正する。

〇附属書について、分かり易いタイトルを付けた方がよいのではないか。

（対応回答）

適切なタイトルが見つかれば変更することとする。

〇静的負荷試験の外に、動的荷重試験は必要ないのか。

（対応回答）

ドンと落とすような使い方をしないので、静的荷重試験によって体重の１．５倍の安全率をみれば十分と考えている。

〇以上の質疑応答の結果、「移動・移乗支援用リフトー第５部：リフト用スリング」の制定については承認された。

〈廃止・日本工業規格　Ｔ　９２４０　移動・移乗支援用リフト通則〉

〇「日本工業規格　Ｔ　９２４０　移動・移乗支援用リフト通則」の廃止については承認された。

〈公表・福祉用具通則－一般的要求及び試験方法〉

〇福祉用具がカバーするものとしては、物理的な障害だけではなく、感覚障害も含まれる。しかし、このＴＳには感覚障害に関する記述が欠落している。これから報告のある（独）製品評価技術基盤機構の福祉用具標準化体系案も同様。

〇福祉用具は、物理的な障害に対応した機器というイメージが強い。感覚障害に

も対応することを明確にした上で、機器分類等を整理すべき。

〇3.1 福祉用具の中に、「老人」という言葉があるが、これでよいのか。また、5.3a)に「生態力学」とあるが正しくは「生体力学」の間違いでは。

〇文章としてわからないところが数多くある。たとえば 6.4.1a)、d)の意味は殆どわからない。その他にも幾つかある。具体的には、

・英文タイトルも「disabled persons」ではなく「persons with disabilities」。「Technical aids」も「Assistive products」の方が良い。

・適用範囲で、ＥＮを国際規格としているが間違い。

・3.3 ハザードについて、「危険の潜在的源」としているが、もっと具体的な「危険源」という意味ではないか。

・6.1.1.3、6.1.2 で「アクセス」という言葉を使っているが、日本語では誤解を招く。

・6.1.3.1「・・・、永久変形、安定性の損失、不全など・・・」は和訳が間違っているのでは、正しくは、「・・・、永久変形、安全性の損失及び不全など・・・」ではないのか。

・6.2.2c) 「鈍感な」という言葉の使い方は適当ではない。

・6.3.2「－住居、商用及び軽工業」、「－その他」について、切り口が一定ではない。

等がある。

〇「福祉」という言葉は法律でも定められているが、日本では恩恵という意味合いが強い。たとえば、リフト付きタクシーのことを福祉タクシーと呼ぶ場合が多い。利用者にとって福祉という名で「やってあげている」と感じられるときがある。すべての人が快適に平等に暮らすことが出来る制度をつくろうとなったとき、「福祉」という言葉を今後の検討課題にしてほしい。

〇このＴＳは、今後の福祉用具規格に大きな影響を及ぼすものである。翻訳規格ではなく、日本独自の十分な検討をした上で、バランスの良い規格を作成すべき。

〇このＴＳの適用範囲から義肢装具及び機能訓練のための用具は除かれているが、原文のＥＮ規格は含んでいると思われる。義肢装具も福祉用具なので、除くことは慎重にすべき。

〇「表１－可動部分間の安全距離」では、子供について触れているが、ガイド５０等を用い明確に定義することが必要。

〇現在、日本には福祉用具の通則規格は存在しない。ＴＳとして公表することは意味があると思う。

〇このタイミングでどうしても公表しなければならない理由が有るのか。無ければ再度見直すべき。

〇原文のＥＮ規格が出来た背景をもう少し調べるべき。そうすれば感覚障害への対応もわかるのではないか。

（対応回答）

ＴＳの公表は今回見送ることとし、以上の議論を踏まえ再検討する。適当なタイミングで検討結果を報告するが、ＴＳに盛り込めないものが出てくる。それらのものについては検討課題として、ここで頂いたコメントについて解説に記載することを含め再度審議して頂きたい。

〈確認・日本工業規格　Ｔ０１０１　福祉関連機器用語［義肢・義足部門］外２４件〉

〇「日本工業規格　Ｔ０１０１　福祉用具関連機器用語［義肢・義足部門］外２４件」については確認された。

②その他（報告）

〈福祉用具標準化体系案報告書〉

独立行政法人製品評価技術基盤機構から、福祉用具標準化体系案について報告があった。

〈アクセシブルデザインの国際標準〉

時間が無くなったため、報告されなかった。

以上